



- 大気汚染防止法による揮発性有機化合物の 排出抑制に伴う測定についてのご案内 -

平成 16 年 5 月に公布された『大気汚染防止法の一部を改正する法律』により、揮発性有機化合物(VOC)の排出の規制等に係る規定が、平成 18 年 4 月 1 日から施行されます。この法律により一定の規模要件を満たす施設から排出する VOC 濃度を測定することが義務付けられます。この測定に係る概要及び測定料金等をご案内致します。

< 測定対象となる施設と規模要件及び排出基準 >

VOC 排出施設	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
工業製品の洗浄施設(乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5m ² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧 20 キロパスカルを超える VOC の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	1,000kl 以上のもの(ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000kl 以上のものについて排出基準を適用する。)	60,000ppmC	

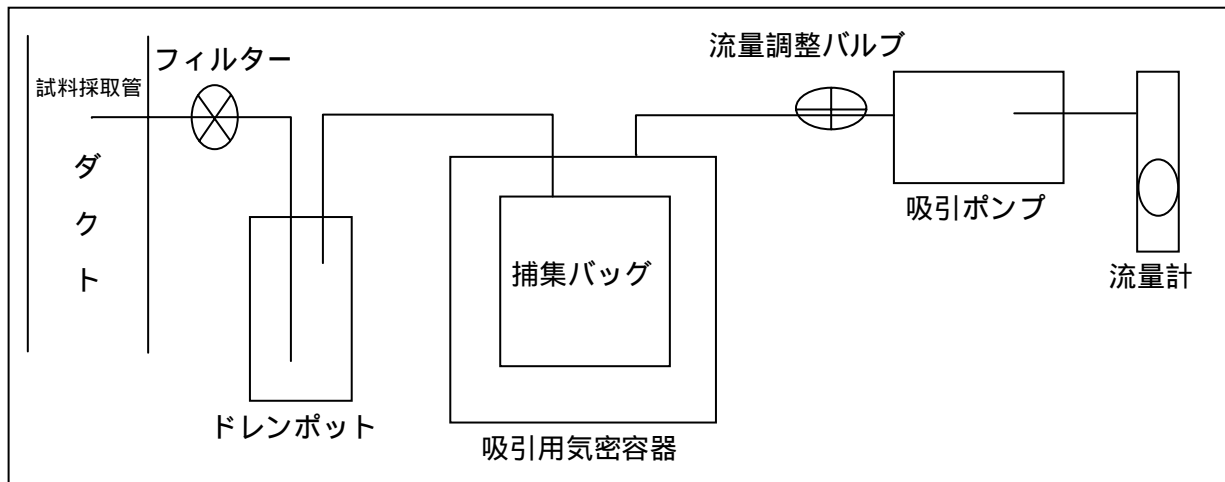
注)「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注)「乾燥施設」は VOC を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるものに限る。

注)「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。

< 測定方法の概要 >

試料採取の概要: 容量 20L 以上の捕集バッグ(ふっ素樹脂製など)に下図のような構成の試料採取装置で吸引流量 1L/min 程度で排出ガスをサンプリングする。



VOC の濃度の測定方法: 下記の分析計により測定し、除外物質が存在する場合その濃度を差し引く。

濃度測定に用いる分析計	触媒酸化 - 非分散型赤外線分析計 (NDIR) 又は 水素炎イオン化形分析計 (FID) (大気汚染防止法施行規則 第 15 条の 3)		
除外物質 (8 物質)	・メタン		
	・クロロジフルオロメタン		(HCFC-22)
	・2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン		(HCFC-124)
	・1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン		(HCFC-141b)
	・1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン		(HCFC-142b)
	・3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン		(HCFC-225ca)
	・1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン		(HCFC-225cb)
	・1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン		(HFC-43-10mee)

< 検査料金 (単価) >

検査分類	検査項目	税抜料金 (円)	税込料金 (円)
揮発性有機化合物の排出抑制に係る測定	サンプリング料金	20,000	21,000
	分析料金 除外物質 8 物質のうちメタンの補正含む	25,000	26,250
	除外物質 8 物質の補正含む	50,000	52,500

サンプリング: 1 日 2 箇所以上測定の場合、2 箇所目より 10,000 円とします。

揮発性有機化合物の排出抑制に係る測定に関するお問い合わせは ...

財団法人 上越環境科学センター

業務課 長崎、森 までお願いいたします。

TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882